

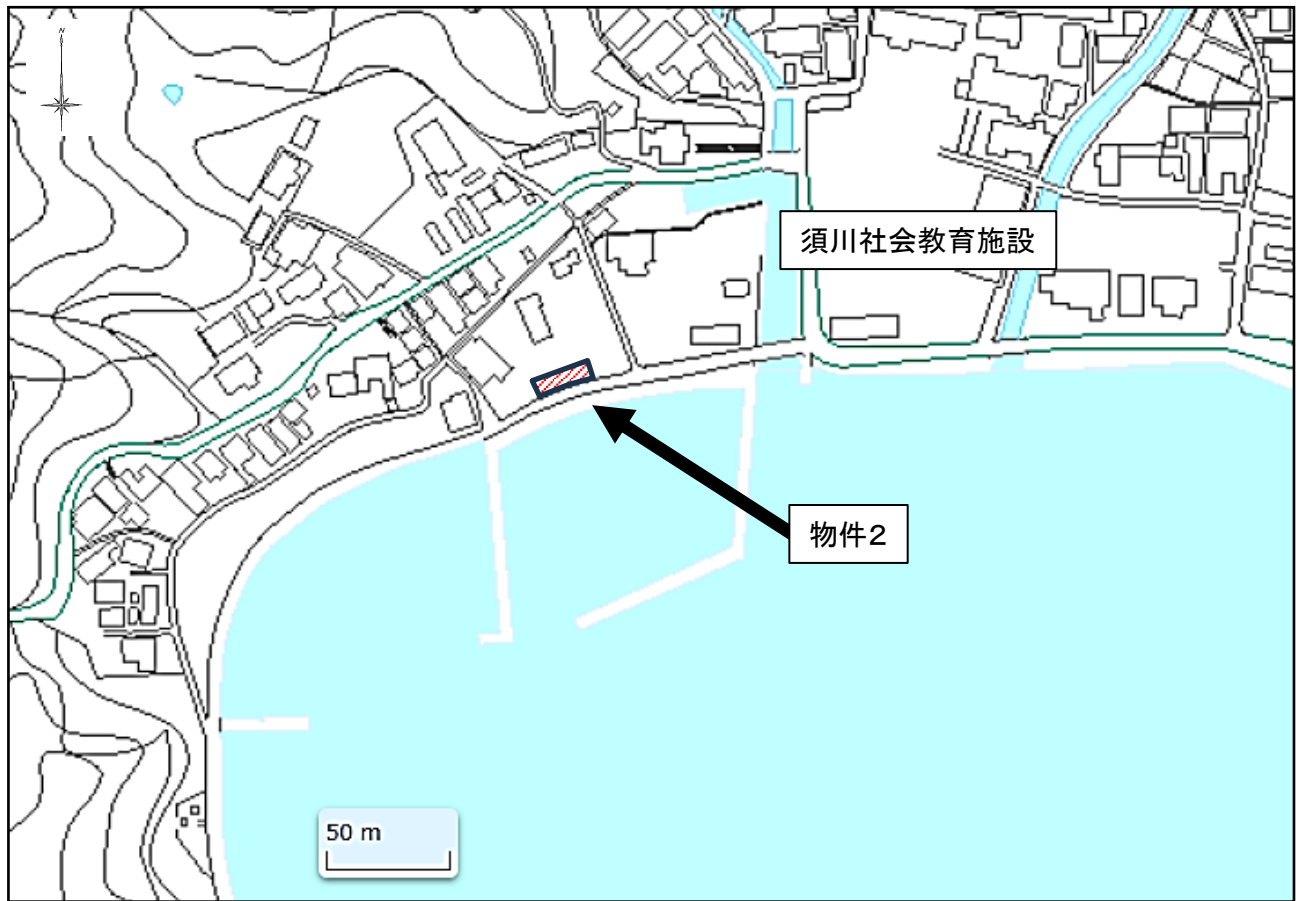
物 件 調 書

物件番号2

最低売却価格 1,820,000円

所在及び地番	呉市倉橋町字津ノ田3574番11					
地目	雑種地					
地積(実測)	197.07㎡(59.61坪)					
形状等	整形(間口約22m, 奥行約9m)					
接面道路の幅員	北東側幅員約5mの市道					
登記権利	所有権に関する権利(甲区): 呉市 所有権以外の権利(乙区): なし					
用途地域等	都市計画区域: 区域外					
	区域区分	用途地域	容積率	建ぺい率	防火地域	都市計画道路
	—	—	—	—	—	—
	※10,000㎡以上の開発行為について開発許可が必要					
宅地造成工事規制区域: 区域内						
呉市景観条例による区域: 景観計画区域(音戸・倉橋地域)						
土砂災害警戒区域: 区域外						
高潮浸水想定区域: 区域内						
津波災害警戒区域: 区域内						
呉市屋外広告物条例: 合計で10㎡を超える屋外広告物を設置する場合は許可が必要						
供給施設等の引込みの可否	上水道	可(引込管無) ※分担金要: 使用前に上下水道局と協議必要				
	下水道	不可				
	電気	可				
	都市ガス	不可				
近接交通機関及び公益施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄バス停・・・生活バス「須川宮前」バス停(約150m) ・教育施設・・・呉市立倉橋小学校(約4.5km), 呉市立倉橋中学校(約4.5km) ・官公署・・・呉市役所倉橋市民センター(約4.2km) 					
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は, 呉市の未利用財産として処分するものです。 ・本物件については, 過去の土壌汚染調査において基準値を超える鉛が検出された経緯があり, これに対し, 表層土壌の入替え等の対策工事を実施しています。なお, 土地の掘削, 建築工事その他土地改変を行う場合には, 関係法令等に基づき, 必要に応じて土壌調査, 残土処分方法の確認, 飛散防止措置等が必要となる場合があります。建築計画等にあたっては, 購入者の責任において, 関係機関への確認及び必要な対応を行ってください。 ・本物件の最低売却価格は, 本調書に記載する条件等を踏まえ設定しています。 ・現状有姿での引渡しとなります。 ・お申し込みになる前には, 必ず現地をご確認ください。 ・本要領13(その他の留意事項)を熟読の上, お申し込みください。 					

案内図



詳細図

